

横財財 第43号
令和2年（2020年）6月8日

横須賀市議会
新型コロナウイルス感染症対策検討協議会
委員長 大野 忠之 様

横須賀市長 上地 克明

新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について

令和2年（2020年）6月1日付及び6月3日付「新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について」に係る要望等事項について、別紙のとおり回答いたします。

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回No	資料	番号
1	市内に本社を有するが店舗等のない事業者に対する支援について改めて検討していただきたい。また、国や市の補助が始まる前に家賃減額等の対応をしたビルオーナーに対する支援について検討していただきたい。	経済部	当該補助制度は、①事業者の固定経費を軽減すること②市内店舗の雇用やにぎわいを維持すること、停滞させないことを目的としています。①固定経費について、店舗が自己所有の場合は固定資産税等の猶予制度がありますが、賃貸の場合はできないため家賃の補助を行うこととしました。要望の1点目にあります、市内に自己所有の本社事務所があるが市内にテナント店舗がなく、市外のみテナント店舗を有する場合は特に②の目的に沿うものでないことから補助金の対象外としています。また、2点目のビルオーナーに対する支援についてですが、テナントへの補助金が家賃支払いに充当され、オーナーの支援にもつながっているとの考えがあります。また、オーナーの善意を否定する訳ではありませんが、家賃減額は、テナントの立ち退きと比較した経営判断もあるかと思っておりますので、オーナー直接の支援は想定しておりません。中小事業者の売り上げや収入が落ち込んでいる状況下、支援方法は様々と思いますが、国の持続化給付金や雇用調整助成金、県の休業要請協力金などとの兼ね合いから、横須賀市では当初の目的に沿って市内テナント料に対する補助の1点集中型で対応したいと考えています。さらに、現在、国が2次補正予算で家賃補助（給付金）を準備しています。全国的な家賃の支援策が確立することから、家賃に着目した支援スキームは現状を維持したいとの思いがあります。今後の事業者の支援については、あらためて横須賀商工会議所や関連団体のご意見を伺いながら検討したいと思っております。	12	①	40
						41
						42
						43
2	自治会・町内会などが開催する役員会及び行事等の開催の注意点や飲食店などの営業方法の指針など、国や県のガイドラインによることなく、本市独自でもガイドラインの作成を検討していただきたい。	市長室	飲食店などの営業に関するガイドラインにつきましては、国が示した基本的対処方針に基づき、日本フードサービス協会と全国生活衛生同業組合中央会が専門的な知見から作成しており、感染症予防が期待されることから、市独自のガイドラインを新たに作成することは考えておりません。一方、自治会等の活動につきましては、国が示す「新しい生活様式の実践例」に基づいて事例集を作成し、機会を捉えてご紹介してまいります。	新	②	45
					②	14
3	新型コロナウイルス感染症対策に関わる部局間、特にこども育成部、教育委員会と学校の連携を強化し、情報共有を徹底していただきたい。	市長室	4月24日付で、新型コロナウイルス感染症に係る対策に関する事務の総合調整や必要な支援体制を構築するため新型コロナウイルス感染症対策実施本部を設置し、全庁にかかる必要な対策の検討や部局間の連絡調整や支援を行っています。今後も、こども育成部や教育委員会のみならず、各々が連携し、必要な対応ができるよう、部局間の情報共有については当然のこととして取り組めます。	新	②	1
4	国に対し米海軍関係者の感染者数等の情報開示を要請していただきたい。また、保健所が米海軍関係者における感染の全体像、感染者及び濃厚接触者の情報を把握しているのか確認したい。	市長室 健康部	令和2年3月30日に米国防総省は、米軍における感染状況の個別の事案の詳細について対外的に明らかにすることは、安全保障上、米軍の運用に影響を与えるおそれがあるとの理由から、軍種別を含む世界における感染者の総数のみを公表すると全世界的な統一指針を公表しました。日本政府としても、この指針を踏まえ、わが国の安全保障や米軍の運用に影響を与えるおそれがあるとして、在日米軍関係者の感染者に関する情報については、日米間で調整のうえで公表するものと承知しています。市といたしましては、以上を踏まえ、国に対し、日米間の調整のうえで公表できる情報については、適切に提供するよう、これまでも求めてまいりましたし、今後も求めてまいります。新型コロナウイルス感染症対策については、公衆衛生上の観点から、平成25年の日米合同委員会合意に基づき、米軍施設・地域の医療機関と地元保健所との間で、①特定の感染症につき相互に通報すること、また、②広範な防疫措置が必要になった場合には、相互に緊密に協力し、必要な措置をとることとされております。米海軍横須賀基地で感染者が確認された場合には、米海軍の衛生当局から横須賀市保健所に通報が行われ、横須賀市内において感染者が確認された場合には、横須賀市保健所から米海軍の衛生当局に対し、通報が行われております。そして、必要な場合には、感染者の行動履歴の追跡や濃厚接触者の特定も含め、感染拡大防止のために連携しているところです。	新	②	2
					②	3
5	市が開催する会議、審議会などにおいて、オンラインでの開催を検討していただきたい。また、その際には傍聴者もオンラインで傍聴できるよう配慮していただきたい。	総務部	新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえ、対面会議だけではなく新しい会議の開催方法を検討する必要があると思っております。その中でオンライン会議の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大防止だけでなく出席者の参加に要する時間の削減の観点から有効な会議の開催方法であると考えます。既に一部の会議においてはオンライン会議を活用しているところですが、審議会等については未導入の状況です。オンライン会議の審議会等への導入については、セキュリティ面や安定性、傍聴の実施方法についてなどの課題があると認識しております。これらの課題の早期解決を目指し、オンライン会議の導入に向けた検討を進めてまいります。	新	②	5
6	新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理者や委託事業者の休業補償の実態について、市はどのように把握しているのか確認したい。	財務部	指定管理者については担当部局から逐次状況の確認を行っています。現状、下記の施設において、休館等に伴い職員の休業を行い、全ての施設で休業補償を行っていると考えています。その他の委託業務については、契約に則って確実に支払いを行っておりますので、休業補償は発生していないと承知しております。 ※休業補償を実施した施設 文化会館、はまゆう会館、田浦保育園、田浦青少年自然の家、市民活動サポートセンター、老人福祉センター、公郷憩いの家、健康増進センター、ヴェルクよこすか、産業交流プラザ、追浜公園、夏島都市緑地、夏島グラウンド、不入斗公園、衣笠公園、光の丘公園、西公園、湘南国際村西公園、佐原2丁目公園、大津公園、はまゆう公園、根岸公園、田浦梅の里、衣笠山公園、しょうぶ園、光の丘水辺公園、太田和つつじの丘、三笠公園、ヴェルニー公園、くりはま花の国、ペリー公園、長井海の手公園、荒崎公園、馬堀海岸公園プールほか6施設、生涯学習センター	新	②	46

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回No	資料	番号
7	市の財政について、財政調整基金を含め中長期的な見通しをできるだけ早く示していただきたい。また、特に新型コロナウイルス感染症対策に活用できる財源について示していただきたい。	財務部	今回のコロナ禍により、どの程度市の財政に影響があるのか現状では把握できていませんので、なるべく早く情報を整理し財政見直しをお示しできるように努めます。 新型コロナウイルス感染症対策のための財源については、主に国の地方創生臨時交付金と市が設置したコロナ基金があります。臨時交付金については、国の一次補正で1兆円計上され横須賀市へ9.8億円の配分がありました。二次補正予算は2兆円の計上されており、横須賀市への配分額は今後示される予定です。コロナ基金については、20億円を財政調整基金から繰り入れ、さらに現在各方面から寄付を募っているところです。	新	②	9
8	3密を避けた新たな観光産業のあり方について、現時点での検討状況や考え方について確認したい。	文化スポーツ観光部	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、密閉、密集、密接の3密を避けることが必要なため、外から人を呼び込む集客事業が非常に難しい状況になっています。当面は、大きなダメージを受けた観光産業に関わる方々に対する支援を中心に進めるとともに、民間とも連携したゲームのオンラインイベントなど、来訪せずに参加できるイベントも新たに行っています。また、既存のイベントや観光地への誘客についても、3密を避けるための必要な対策を講じた上で、小規模でも継続性のある事業を進めていきます。今後、ワクチンなどの予防体制確立の見通しも視野に入れながら、本格的な集客事業を進め、観光・交通関係の事業者などとともに、これまで以上のプロモーションを実施して横須賀市を盛り上げ、観光産業の回復を後押ししたいと思います。 現在、製造業、情報通信産業に加え、新たな主要産業として観光業を成長させることを目指していますが、今後同じ状況が発生した場合に備え、市内産業構造の多様化の研究も行っていく必要があると考えています。	新	②	10
9	横須賀市限定の地域通貨に関する考え方や今後の検討予定について確認したい。	文化スポーツ観光部 (経済部)	地域通貨については、取り組んでいる自治体があることは承知していますが、費用対効果が十分に確認できない状況です。 昨年、国はマイナンバーを利用し、特定地域で利用できる自治体ポイントの運用を検討していたため、横須賀市でもこの仕組みの導入の検討をしましたが、国が利便性などの総合的な判断により、全国で使用できるマイナポイントの方法に切り替えたため、横須賀市でもマイナンバーカードを活用した地域通貨の運用の方向性には至りませんでした。 地域通貨の実施に当たっては、利用環境の整備に加え、運営管理にかかる継続的な経費も発生するため、他都市の実績や効果を研究し、横須賀市において効果のある施策となるか引き続き検討してまいります。	新	②	11
10	感染症対策を考慮した地域防災計画の改定を検討していただきたい。あわせて、福祉避難所の開設を含めた避難所運営のあり方についても検討していただきたい。	市民部	災害はいつ発生するか分からないため、できることはすぐに取り組むという考えのもと、まずは感染予防のためのテント等を購入することとしました。 感染症流行を踏まえた新しい生活様式に基づく福祉避難所も含めた避難所運営のため、まずは避難所開設訓練を実施します。そこで課題を洗い出し、適切に対応できるよう検討を進めてまいります。	新	②	12 13 47
11	福祉的な就労支援施設に通所している障害者に対する工賃が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な理由で減少しているが、国の雇用調整助成金の対象外でもあるため、本市独自の補償を検討していただきたい。	福祉部	就労継続支援B型事業所の工賃の減少は全国的な課題です。このため、国が自立支援給付費の柔軟な運用を認めているところですが、それでもなお、状況の厳しい事業所があると聞いています。今後事業所とよく話し合いながら、どのような支援策が必要なのか検討してまいります。	新	②	48
12	福祉公共サービス等を担う民間事業者等が事業の再構築に向けた判断基準とするために、現時点で収集している情報をもとにフローチャートを作成していただきたい。	福祉部	介護保険サービスや障害福祉サービス等には多種多様なサービスが存在しており、事業所ごとにその置かれている環境が異なっているため、フローチャート等により一律の判断基準を示すことは難しいと考えています。 個別の事案について判断に迷うときは、指導監査課にご相談いただきたいと思います。	新	②	16
13	国民健康保険、国民年金の減免の申込が増えることを想定した体制を整えていただきたい。	福祉部 市民部	国民健康保険につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に係る臨時雇用対策（人事課）により会計年度任用職員を採用し、人員を増やすことで業務量の増加に対応する予定です。 国民年金保険料免除申請につきましては、市では申請書の受け取りのみを取り扱うので時間を要しておりません。その後の審査、判定、結果通知発送等は日本年金機構が行うためです。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難になった方は、臨時特例的に令和2年2月分から6月分までにつき免除申請を行うことができます。5月1日より窓口サービス課国民年金係、各行政センターにて受付を開始しており、直接、横須賀年金事務所に窓口申請・郵送申請することも可能です。受理件数は市全体で5月中32件であり混乱なく対応していると考えております。今後も、大きな混乱は見込んでおりませんが、必要に応じて課内等における調整により受付体制を整備してまいります。	新	②	17
14	国等からの新型コロナウイルス感染症関係の通知を事業所や企業に周知する際は、市が分かりやすくポイントを押さえたものを併せて通知していただきたい。	福祉部	国等からの通知に関しては、事業所等の運営に支障がないよう、まずは通知文そのものを漏れなく速やかに周知することが必要であると考えています。 参考までに、福祉系事業所に対する厚生労働省からの通知では、質問に対する回答という形式（いわゆるQ&A）をとるものもあり、理解しやすいものとなっていますが、内容に関して事業所から質問の多い事項などについては、市からQ&A形式でまとめたものを別途通知しております。	新	②	18

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回No	資料	番号
15	放課後等デイサービスの利用者が、同サービスを欠席し代替サービスを利用した際の利用者負担について、市が補填することを継続していただきたい。 また、この制度を利用者及び事業者へ周知を徹底していただきたい。	福祉部	居宅への訪問や電話等で児童の健康相談や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行う代替サービスは、4月分より通常提供しているサービスを提供しているものとして算定することが認められ、6月中もこの取り扱いを継続します。 6月提供分の利用者負担は、コロナ感染症対策に伴う学校の臨時的措置がとられていることに鑑み、4月・5月と同様に利用者の負担はかからない内容で実施される予定であり、取り扱いについては、5月29日に各事業者向けに周知しました。また、利用者には、折に触れて市から説明するとともに、事業者の皆様からも働きかけをお願いしています。なお、市で代替サービスについてのチラシを作成し、各事業所に掲示をお願いしました。	新	②	19
16	福祉公共サービス等を担う民間事業者の感染拡大を防ぐため、休業に対する補償を検討していただきたい。また、感染疑いが出た際の閉所などのルールを市で示していただきたい。	福祉部	福祉サービスの事業所は、緊急事態宣言下にあってもこれまで通りの開所が要請されています。 一部の事業所では、利用者が激減しやむを得ず休業せざるを得なくなったと聞いておりますが、こうした場合には通常の店舗と同様の助成制度（家賃補助、持続化給付金など）が利用できます。 福祉サービス事業所の利用者や職員に感染者が出た場合、施設を分離しなるべく事業運営を継続すること、閉所せざるを得ない場合には、所定の消毒などを行って速やかに再開していただくよう、要請しています。なお、消毒等にかかる経費については、公費助成がありますが、閉所期間中の休業補償はありません。 横須賀市としては、営業継続に伴って経費が増える感染予防物資などへの助成を行うことで支援しておりますが、休業補償については、福祉サービス事業所に限って補償することは難しいと考えます。 また、感染疑いが出た場合の対応は保健所の指示に従います。	新	②	20
17	訪問介護における装備及び介護方法についての動画や防護用物資の代替品に関する情報を介護事業所へ提供していただきたい。	福祉部	「訪問時の新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」および「高密度ポリエチレンビニール袋で簡易エプロンを作る方法」を作成し、関係者向けに周知しています。今後は、ホームページへの掲載について調整していきます。 併せて、具体的な訪問介護における注意事項や感染防止策については、厚労省が作成したYouTube動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」を周知しました。	新	②	22
18	生活保護等の相談数、申請数、受給世帯数及び生活福祉課の人員数について、2020年1月から5月まで及び2019年3月もしくは4月の状況を、公表が可能な範囲で提供していただきたい。	福祉部	2020年1月から5月までの生活保護等の実績については、月平均になります。相談件数は146件、申請件数は43件、受給世帯数は4,052世帯、生活福祉課の職員数は77人でした。 2019年3月では、相談件数は92件、申請件数は39件、受給世帯数は4,016世帯、職員数は77人でした。	新	②	49
19	生活福祉資金貸付の申請数及び横須賀市社会福祉協議会の人員数について、2020年1月から5月まで及び2019年3月もしくは4月の状況を確認したい。 なお、申請数について、可能であれば直接対応・県に郵送・中央労働金庫に郵送の区分ごとに教えていただきたい。	福祉部	2020年1月から5月までの生活福祉資金貸付の申請件数は923件です。 また、生活福祉資金貸付に従事する横須賀市社会福祉協議会職員は、同制度の特例貸付開始前の1月から3月24日までは他業務と兼務の2人により相談や申請受付を行っていました。 3月25日に同制度の特例貸付が開始された後は、市社協内部での職員配置の変更により4月3日までは専任4人、4月6日からは専任8人、4月20日から人材派遣会社の職員5人を加えた13人で申請受付を行うなど体制を強化しました。 なお、2019年3月の申請受付件数は1件、同期間の受付職員数は兼務の2人でした。 生活福祉資金貸付制度は、都道府県社協が実施主体であり、各市町村社協が受付窓口を担っております。このため、横須賀市では、社協受付分以外の申請件数は把握していません。なお、神奈川県社協に申請件数を確認したところ、集計中であり報告には時間を要する旨の回答がありました。	新	②	50
20	将来的な抗体検査について、医療関係者との意見交換を検討していただきたい。	市長室	この先、予想される感染の第2波に向け、これまでの感染状況を把握するための抗体検査は有効な手段だと認識していますので、今後検討をまいります。	新	②	23
21	帰国者・接触者相談センターの相談件数やPCR検査の実施数などの現状を公表するにあたり、より分かりやすい内容になるように、別添様式も参考として検討していただきたい。	健康部	6月1日より相談件数、検査人数、感染者数をグラフ化し公表しています。 今後も、よりわかりやすい内容となるよう対応してまいります。	新	②	51
22	保健所の事業実施にあたり、応援体制も含め、相談数に対して適切な人員になっているのか確認したい。	健康部	患者発生当初は保健所内での応援体制をとりましたが、患者の増加に伴い健康部全体の応援体制をとる等工夫してまいりました。また、別途新型コロナウイルス対策担当を設置、5名の応援体制を取り、感染者数の減少もあいまって落ち着いてきています。 また、帰国者・接触者相談センターについても、相談数の増加により電話回線を増やすとともに、4月27日より派遣スタッフを配置するなどして体制を整備しました。現在は相談数や陽性数が減少傾向にあります。第2波・第3波に備え応援体制は維持してまいります。	新	②	52
23	放課後児童クラブの利用自粛要請に応じた利用者の利用料の扱いなど、本市の放課後児童クラブの利用料の現状について確認したい。	こども育成部	民設の放課後児童クラブ（全71クラブ）へ利用自粛時の利用料の扱いについて照会したところ、約76%の54クラブから自粛した場合に利用料を返金すると回答がありました。 1日に付き500円を上限にクラブへ補助が可能なため、返金していないクラブに対しては、返金してもらえよう依頼していきます。	新	②	28
24	陽性患者搬送時のファーストコンタクトとなる消防職員に対して、防疫等作業手当などの特殊勤務手当を加算していただきたい。	消防局 (総務部)	防疫作業に従事した職員に対する手当については、支給根拠となる「職員特殊勤務手当支給条例」の一部改正に向けて、総務部から条例改正議案を提出します。 消防局としては、感染症対応事業に直接従事したすべての職員に手当を支給できるよう、対象範囲を整理しています。	新	②	32
25	救急出動の際、陽性患者に対応した消防職員に対し、PCR検査を希望制で受けられるようにしていただきたい。	消防局 (健康部)	救急隊が取り扱う事案には、明らかな感染者だけではなく、疑いのある患者に対応することも考慮して活動しなければならぬため、常に感染対策を徹底しています。 このような患者を搬送した場合の救急隊員へのPCR検査については、活動中の患者の状況や活動内容など、救急隊員の活動を振り返り、検査の必要性について保健所と精査を行ったうえで実施していきます。	新	②	33

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回No	資料	番号
26	マスクにより熱がこもりやすくなる夏場に向けて、職員全般の熱中症対策を徹底していただきたい。特に消防職員については、連続して現場での作業にあたる場合も考えられるため、状況に応じて自動販売機やコンビニエンスストア等での水分の調達等を進めていただきたい。また、防護服やマスクなど安全性があり、通気性の良いものがあれば導入していただきたい。	総務部 (消防局)	新型コロナウイルスを想定した熱中症対策については、環境省及び厚生労働省が作成した「熱中症予防行動の留意点」や「熱中症予防行動のリーフレット」により、職員に対し注意喚起を行っています。 今後も、庁内電子掲示板（健康相談のお知らせ）を活用し、職員に対し注意喚起を行ってまいります。 消防局の熱中症対策については、消防隊等の現場活動の対策として、各車両のクーラーボックスに飲料水を積載し、適宜水分補給を行っています。 また、活動が長時間化した場合は、応援隊を編成し飲料水等の補充を行っていますが、現場においてコンビニエンスストア等での調達も可能としております。 なお、防護服やマスクは、感染防止の目的から通気性は良くない物となっているため、新型コロナウイルス感染症の傷病者を搬送するときは、活動時間の短縮に努めています。	新	②	56
27	次亜塩素酸水についての科学的知見及び安全性を国に確認し、その結果をもとに配布終了も視野に入れて検討していただきたい。	財務部	新型コロナウイルスに対する次亜塩素酸水の有効性については、いくつかの大学等の研究結果では効果があるとされています。国では経済産業省の依頼により、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が検証を行っているところであり、現時点では、最終結論に至っていないところです。 なお、噴霧については、文部科学省からの通知を踏まえ、横須賀市としては慎重に対応していくこととしています。	新	②	59
28	学校での熱中症対策として、こまめな水分補給を徹底していただきたい。また、水筒を使用する場合など、水分補給のルールについて確認したい。	教育委員会	こまめな水分補給については、別添5月20日付「熱中症対策について（依頼）」において、各学校長に依頼しています。 水分補給のルールについては、同文書の中で衛生管理上の留意点などを明示しています。	新	②	57
29	中学校の弁当持参に関し、夏季の食中毒対応策として学校内でどのように保管するのか確認したい。また、各家庭に対し、どのように食中毒対策を周知するのか確認したい。周知の際には保健所等の意見を聞き、マニュアルを作成するなど工夫していただきたい。	教育委員会 (健康部)	中学校の弁当については、各家庭で保冷剤を入れる等の対応をしていただき、登校後は、エアコンの効いた普通教室で各自が管理しています。 今後、保健所と協議しながら、保護者に分かりやすい文書を作成したいと考えています。	新	②	58
30	学校と児童のコミュニケーションのひとつとしてのオンラインの活用について、現状の問題点と検討状況を確認したい。	教育委員会	横須賀市の教育ネットワークの現状は、児童生徒の個人データを管理する校務支援のために構築された、教育研究所と学校を結ぶシステムとなっています。 現在、各家庭と学校との相互通信が求められていることを踏まえ、外部とのオンライン環境整備の検討に着手したところです。	新	②	35 36 37 38
31	冬休みの短縮や土曜授業の実施等、授業時間の確保についての検討状況を確認したい。	教育委員会	横須賀市では、早期に学習内容の理解を高めるために、夏季休業期間を他市と比べて短くしました。 今後、第2波が想定されていますが、再び休校となった際の授業時間を確保する手立てとしての冬休みの短縮や土曜授業の実施にはまだ手をつけていません。	新	②	55
32	臨時休校で給食がなくなったことにより、経済的な理由等で食事を取ることが難しい児童のいる世帯に対する支援の検討状況について確認したい。	福祉部	生活保護世帯については、臨時休校の間は給食費分を各世帯に支給しています。また、フードバンクや市民の方々から提供を受けた食品を、食の支援を必要とする方や、子ども食堂、ひとり親の家庭に提供しており、今後も、積極的に支援を続けていきます。	新	② ②	42 43